平成28年4月1日環地温発第1604016号 改正 平成29年3月9日環地温発第1703095号 改正 平成30年 月 日環地温発第●●●●●●号

#### 物流分野における CO2 削減対策促進事業実施要領(案)

# 第1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(物流分野における CO2 削減対策促進事業)(以下「補助金」という。)交付要綱(以下「交付要綱」という。)第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、低炭素型の物流システムへの再構築を図り物流分野における大幅な低炭素化に資することを目的とする。

# 第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金を活用して、効率的かつ低炭素な輸送モード等への転換及び事業者連携による低炭素な輸配送システムの構築によって、物流システム全体の低炭素化への転換を図るため、物流分野におけるエネルギー起源二酸化炭素排出の抑制に資する設備や技術等を導入する事業に対する補助金(以下「間接補助金」という。)を交付する事業(以下「補助事業」という。)を実施するものとする。

#### 第3 補助金の交付事業

(1) 交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業(以下「間接補助事業」という。)は、別表第 1-1及び別表第1-2の第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これ らに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費(以下「間接補助対象経費」とい う。)について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

## (2) 間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- ア 民間企業
- イ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立 行政法人
- ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- エ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- オ 法律により直接設立された法人
- カ その他環境大臣(以下「大臣」という。)の承認を得て補助事業者が適当と認める 者

# (3) 間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第1及び別表第1-2の第5欄に掲げる方法により算出するものとし、当該間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

## (4) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知
- イ 間接補助金交付先の採否及び翌年度における間接補助事業の継続実施の可否に関する審査基準の作成等及び審査委員会(以下「委員会」という。)の設置運営
- ウ 間接補助金の交付(交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。)
- エ 間接補助金の交付決定を受けた者(以下「間接補助事業者」という。)の指導監督
- オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応
- カ 上記に関する付帯業務

#### (5) 交付規程の内容

交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条に準じた事項及び事業報告書の提出並びにその他必要な事項を記載するものとする。

#### (6) 間接補助金交付先の採択等

- ① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、採否に関する審査基準(案)を作成し、環境省と協議の上、採択のために設置した委員会の承認を受けるものとする。
- ② 補助事業者は、①の審査基準に基づき間接補助金交付先の採択を行う。
- ③ 間接補助金交付先の採択は、環境省地球環境局長と協議の上、行うものとする。
- ④ 補助事業者は、②及び③に基づき採択した複数年度計画の間接補助事業及び前年度より継続して実施する間接補助事業のうち、翌年度以降における間接補助事業の計画変更(軽微な変更である場合を除く)が生じた場合は、①、②及び③に準じた手続により審査及び協議し、翌年度における間接補助事業の継続実施の可否を決定するものとする。

# (7)消費税額等の確定

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了後に消費税及び地方 消費税の申告により間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、当 該消費税等仕入控除税額について報告させるとともに、その返還を命ずるものとする。

# (8) 間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

## (9) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

## (10) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

## (11) 事務費の中間検査

環境省は、上半期(交付決定日から9月末日)の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

## (12) 翌年度の間接補助事業に関する協議

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業及び前年度から継続して実施する間接補助事業のうち翌年度における間接補助事業について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始したい旨の申請があり、その必要性が認められる場合は、別紙様式により環境省地球環境局長に協議することができる。

#### 第4 間接補助事業者による事業報告書の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業が完了した日からその年度末までの期間及びその後の3年間の期間について、毎年度、二酸化炭素削減効果に関する事業報告書を大臣に提出するよう、期限を設けて指示しなければならない。

## 第5 指導監督

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業

の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

## 第6 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領(以下「交付要綱等」という。)に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

# 附則

- 1 この実施要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業から継続実施する間接補助事業(以下「事業」という。)については、第3の(6)①、②及び③の規定は、適用しない。
- 3 2の事業のうち、平成27年度低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業 の補助事業者が環境省地球環境局長と協議した結果、補助事業者が行う交付決定の日 以前から実施する必要があると認められる事業については、補助事業者が補助金の交 付決定を受けた日から補助事業者が行う交付決定の日の前日までの間において、当該 事業を開始することができる。

#### 附則

- 1 この実施要領は、平成29年3月9日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、平成29年度予算に係る補助金から適用し、 平成28年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 前年度から継続実施する間接補助事業(以下「事業」という。)については、第3 の(6)①、②及び③の規定は、適用しない。
- 4 3の事業のうち、前年度の補助事業者が環境省地球環境局長と協議した結果、補助事業者が行う交付決定の日以前から実施する必要があると認められる事業については、補助事業者が補助金の交付決定を受けた日から補助事業者が行う交付決定の日の前日までの間において、当該事業を開始することができる。

# 附則

- 1 この実施要領は、平成30年●月●日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、平成30年度予算に係る補助金から適用し、 平成29年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 前年度から継続実施する間接補助事業(以下「事業」という。)については、第3 の(6)①、②及び③の規定は、適用しない。
- 4 3の事業のうち、前年度の補助事業者が環境省地球環境局長と協議した結果、補助事業者が行う交付決定の日以前から実施する必要があると認められる事業については、補助事業者が補助金の交付決定を受けた日から補助事業者が行う交付決定の日の前日までの間において、当該事業を開始することができる。

別表第1-1

別衣弟 I 一 I				
1 間接補助	2 間接補助	3 間接補助対象	4 基準額	5 交付額の算定方法
事業の区分	事業の内容	経費		○ 入口 版*/ 尹/L/ / IA
トラック輸送	トラック輸送	事業を行うために	補助事業者	①連結トラックを導入する場合
高効率化支援	の高効率化に	必要な工事費 (本工	が必要と認	ア 総事業費から寄付金その他の
事業	資する連結ト	事費、付帯工事費、	めた額	収入額を控除した額を算出する。
	ラック及びス	機械器具費、測量及		イ 第3欄に掲げる間接補助対象
	ワップボディ	試験費)、設備費、業		経費と第4欄に掲げる基準額と
	コンテナ車両	務費及び事務費並		を比較して少ない方の額を選定
	を導入する事	びにその他必要な		する。
	業	経費で補助事業者		ウ アにより算出された額とイで
		が承認した経費(間		選定された額とを比較して少な
		接補助対象経費の		い方の額に3分の1を乗じて得
		内容については、別		た額を交付額とする。ただし、算
		表第2-1に定め		出された額に1,000円未満の
		るものとする。)		端数が生じた場合には、これを切
				り捨てるものとする。
				②スワップボディコンテナ車両を
				導入する場合
				ア 総事業費から寄付金その他の
				収入額を控除した額を算出する。
				イ 第3欄に掲げる間接補助対象
				経費と第4欄に掲げる基準額と
				を比較して少ない方の額を選定
				する。
				ウ アにより算出された額とイで
				選定された額とを比較して少な
				い方の額と通常のトラックとの
				差額に2分の1を乗じて得た額
				を交付額とする。ただし、算出さ
				れた額に1,000円未満の端数
				が生じた場合には、これを切り捨
				てるものとする。
モーダルシフ	鉄道及び内航	事業を行うために	補助事業者	①鉄道における低炭素機器を導入
ト促進支援事	海運において	必要な工事費(本工	が必要と認	する場合
業のうち、鉄	輸送能力・燃	事費、付帯工事費、	めた額	ア 総事業費から寄付金その他の
道・船舶にお	費等単体性能	機械器具費、測量及		収入額を控除した額を算出する。
ける低炭素機	の向上に資す	試験費)、設備費、業		イ 第3欄に掲げる間接補助対象

	る設備を導入	<b>改弗及び東改弗</b> 光		
器導入促進事		務費及び事務費並		
業	する事業	びにその他必要な		を比較して少ない方の額を選定
		経費で補助事業者		する。
		が承認した経費(間		ウ アにより算出された額とイで
		接補助対象経費の		選定された額とを比較して少な
		内容については、別		い方の額に4分の1を乗じて得
		表第2-1に定め		た額を交付額とする。ただし、算
		るものとする。)		出された額に1,000円未満の
				端数が生じた場合には、これを切
				り捨てるものとする。
				②船舶における低炭素機器を導入
				する場合
				ア 総事業費から寄付金その他の
				収入額を控除した額を算出する。
				イ 第3欄に掲げる間接補助対象
				経費と第4欄に掲げる基準額と
				を比較して少ない方の額を選定
				する。
				ウ アにより算出された額とイで
				選定された額とを比較して少な
				い方の額に2分の1を乗じて得
				た額を交付額とする。ただし、算
				出された額に1,000円未満の
				端数が生じた場合には、これを切
				り捨てるものとする。
高品質低炭素	新たな物流コ	事業を行うために	補助事業者	ア 総事業費から寄付金その他の
型低温輸送シ	ールドチェー	必要な工事費 (本工	が必要と認	収入額を控除した額を算出する。
ステムの構築	ンの構築に必	事費、付帯工事費、	めた額	イ 第3欄に掲げる間接補助対象
促進事業	要な高品質低	機械器具費、測量及		経費と第4欄に掲げる基準額と
	炭素型の鮮度	試験費)、設備費、業		を比較して少ない方の額を選定
	保持コンテナ	務費及び事務費並		する。
	を導入する事	びにその他必要な		ウ アにより算出された額とイで
	業	経費で補助事業者		選定された額とを比較して少な
		が承認した経費(間		い方の額と通常の保冷コンテナ
		接補助対象経費の		との差額に2分の1を乗じて得
		内容については、別		た額を交付額とする。ただし、算
		表第2-1に定め		出された額に1,000円未満の
		るものとする。)		端数が生じた場合には、これを切
				り捨てるものとする。

	T		F	
IoT を活用し	最先端の IoT	事業を行うために	補助事業者	①マルチコンテナシャーシを導入
た物流低炭素	機器等を活用	必要な工事費(本工	が必要と認	する場合
化促進事業	し、港湾内及	事費、付帯工事費、	めた額	ア 総事業費から寄付金その他の
	びその背後圏	機械器具費、測量及		収入額を控除した額を算出する。
	を走行するシ	試験費)、設備費、業		イ 第3欄に掲げる間接補助対象
	ャーシの共有	務費及び事務費並		経費と第4欄に掲げる基準額と
	化、物流拠点	びにその他必要な		を比較して少ない方の額を選定
	におけるバー	経費で補助事業者		する。
	ス予約調整シ	が承認した経費(間		ウ アにより算出された額とイで
	ステム構築、	接補助対象経費の		選定された額とを比較して少な
	宅配ボックス	内容については、別		い方の額と通常のシャーシとの
	の高機能化等	表第2-1に定め		差額に2分の1を乗じて得た額
	を行う事業	るものとする。)		を交付額とする。ただし、算出さ
				れた額に1,000円未満の端数
				が生じた場合には、これを切り捨
				てるものとする。
				②上記①以外を導入する場合
				ア 総事業費から寄付金その他の
				収入額を控除した額を算出する。
				イ 第3欄に掲げる間接補助対象
				経費と第4欄に掲げる基準額と
				を比較して少ない方の額を選定
				する。
				   ウ アにより算出された額とイで
				選定された額とを比較して少な
				い方の額に2分の1を乗じて得
				た額を交付額とする。ただし、算
				出された額に1,000円未満の
				端数が生じた場合には、これを切
				り捨てるものとする。
 既存の旅客交	旅客鉄道、バ	事業を行うために	補助事業者	①旅客鉄道、バス、タクシーにおけ
通システムを	ス、タクシー	必要な工事費(本工	が必要と認	る貨客混載に必要な設備等を導
     活用した省	及び中山間地	事費、付帯工事費、	めた額	入する場合
CO2 輸送シス	の自家用有償	機械器具費、測量及	<b>マン1に11尺</b>	ア 総事業費から寄付金その他の
テムモデル事	旅客運送の空	試験費)、設備費、業		収入額を控除した額を算出する。
業	が各座との生きスペースを	務費及び事務費並		べれ顔を程序した顔を鼻山する。    イ 第3欄に掲げる間接補助対象
本	活用した貨客	びにその他必要な		イー 第 5 欄に掲げる間接補助対象
	混載に必要な	経費で補助事業者		を比較して少ない方の額を選定
	此戦に必安な	性質し畑助事業有		セル軟し (ダない月の観を選正

車両改造や荷	が承認した経費(間	する。
役設備等を導	接補助対象経費の	ウ アにより算出された額とイで
入する事業	内容については、別	選定された額とを比較して少な
	表第2-1に定め	い方の額に3分の1を乗じて得
	るものとする。)	た額を交付額とする。ただし、算
		出された額に1,000円未満の
		端数が生じた場合には、これを切
		り捨てるものとする。
		②自家用有償旅客運送における貨
		客混載に必要な EV 車を導入する
		場合
		ア 総事業費から寄付金その他の
		収入額を控除した額を算出する。
		イ 第3欄に掲げる間接補助対象
		経費と第4欄に掲げる基準額と
		を比較して少ない方の額を選定
		する。
		ウ アにより算出された額とイで
		選定された額とを比較して少な
		い方の額に2分の1を乗じて得
		た額を交付額とする。ただし、算
		出された額に1,000円未満の
		端数が生じた場合には、これを切
		り捨てるものとする。

# 別表第1-2

$n_{1}$				
1 間接補助	2 間接補助	3 間接補助対象	4 基準額	5 交付額の算定方法
事業の区分	事業の内容	経費	4 坐中領	3 文刊館や寿足が仏
モーダルシフ	海上輸送によ	①低炭素型静脈物	補助事業者	①低炭素型静脈物流システム構築
ト促進支援事	る低炭素型静	流システム構築	が必要と認	を行う場合
業のうち、モ	脈物流システ	を行う場合	めた額	ア 総事業費から寄付金その他の
ーダルシフ	ムの構築に資	事業を行うために		収入額を控除した額を算出する。
ト・輸送効率	する設備等を	必要な運航費、シス		イ 第3欄に掲げる間接補助対象
化による低炭	導入する事業	テム導入・効果検証		経費と第4欄に掲げる基準額と
素型静脈物流		費及び事務費並び		を比較して少ない方の額を選定
促進事業		にその他必要な経		する。
		費で補助事業者が		ウ アにより算出された額とイで
		承認した経費(間接		選定された額とを比較して少な

補助対象経費の内 い方の額に補助事業開始初年度 容については、別表 の場合は3分の2を、補助事業開 第2-2に定める 始2年度の場合は2分の1を乗 ものとする。) じて得た額を交付額とする。ただ し、算出された額に1,000円 ②循環資源等取扱 未満の端数が生じた場合には、こ れを切り捨てるものとする。 設備を導入する 場合 事業を行うために ②循環資源等取扱設備を導入する 必要な工事費(本工 場合 ア 総事業費から寄付金その他の 事費、付帯工事費、 収入額を控除した額を算出する。 機械器具費、測量及 試験費)、設備費、業 イ 第3欄に掲げる間接補助対象 経費と第4欄に掲げる基準額と 務費及び事務費並 を比較して少ない方の額を選定 びにその他必要な 経費で補助事業者 する。 が承認した経費(間 ウ アにより算出された額とイで 接補助対象経費の 選定された額とを比較して少な 内容については、別 い方の額に2分の1を乗じて得 た額を交付額とする。ただし、算 表第2-1に定め 出された額に1,000円未満の るものとする。) 端数が生じた場合には、これを切

り捨てるものとする。

別表第2-1

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
	本工事費	(直接工事費)	
		材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい
			これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この
			材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資
			料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の
			時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業
			実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付するこ
			と。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人作
			費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土な
			通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単位
			表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他
			事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、た
			拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の
			費用をいう。
			① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用
			料及び派出する技術者等に要する費用)、
			② 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電
			力電灯使用料及び用水使用料)、
			③ 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用)
			要する経費(材料費、労務費を除く。))
		(間接工事費)	
		共通仮設費	次の費用をいう。
			① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬
			移動に要する費用、
			② 準備、後片付け整地等に要する費用、
			③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要っ
			る費用、
			④ 技術管理に要する費用、
			⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
			O ACTED ALMERICA / OR/II

		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費 であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信 交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考 に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法 定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をい い、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要 最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じ て算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その 他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、 修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、 実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、 実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれ に要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施 設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請 負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入 並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費を いう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。

事務費	事務	費			事業を行うために直接必要な事	事務に要する社会保
					   険料、賃金、諸謝金、旅費、需用乳	費、役務費、委託料、
					使用料及賃借料、消耗品費及び備	品購入費をいい、内
					容については別表第3に定めるも	のとする。
					事務費は、工事費、設備費及び業	美務費の金額に対し、
					次の表の区分毎に定められた率を	を乗じて得られた額
					の合計額の範囲内とする。	
		号		区	分	率
		1	5,000	万円以下の金額に	対して	6.5%
		2	5,000	) 万円を超え1億円	]以下の金額に対して	5. 5%
		3	1億	円を超える金額に対	対して	4. 5%

# 別表第2一2

1 区分	2費 用	3細 分	4 内 容
業務費	運航費	貨物費	事業を行うために直接必要な船舶のダンネージ費用、船内清掃
			料、貨物斡旋手数料、船内及び沿岸荷役費、はしけ賃、検査料等の
			貨物の輸送に伴って発生する費用をいう。
		燃料費	事業を行うために直接必要な船舶の燃料及び助燃剤に係る費用
			(積込費用、容器代その他の附帯費用を含む)をいう。
		港費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。
			① 港湾施設使用料
			岸壁、桟橋、荷役機械、荷さばき地、上屋、野積場等の港湾施設
			を利用することにより発生する費用をいい、港湾管理者が定める料
			率を参考に決定する。
			② 出入港経費
			水先料、曳船料、綱取放料、通船料、海運代理店手数料、入港料
			等の船舶の出入停泊のため港を利用することにより発生する費用
			をいい、港湾管理者又は関連事業者が公表する料率を参考に決定す
			る。

借船料

事業を行うために直接必要な定期傭船契約又は裸傭船契約に基づき内航運送の用に供される船舶を当該船舶の貸渡しをする事業を営む者から借り受けた場合に支払う傭船料をいう。

自社船を用いる場合、船員費、船舶減価償却費その他の船費(船舶消耗品費、船舶修繕費、保険料、固定資産税等)の船舶の所有及 び維持管理に伴って発生する費用、運航日数等から事業を行うため に直接必要な経費を算出することとし、根拠となる資料を添付する こと。

陸上運搬費

事業を行うために直接必要な貨物運賃、貨物の梱包費、積込・積 卸費等の貨物の陸上運送に伴って発生する費用をいう。

自家車両を用いる場合、人件費、燃料油脂費、修繕費、減価償却費その他の運送費(保険料、道路使用料、施設賦課税等)の車両の所有及び維持管理に伴って発生する費用、運転日数等から事業を行うために直接必要な経費を算出することとし、根拠となる資料を添付すること。

保管料

事業を行うために直接必要な倉庫、ストックヤード等の使用料、 貸借料、構内作業費、管理委託費等の貨物の集積・保管・積替に伴って発生する費用(港湾施設使用料として港費に含まれるものを除 く)をいう。

自社保有倉庫等を用いる場合、人件費、修繕費、減価償却費その他の費用(消耗品費、保険料、固定資産税等)の倉庫の所有及び維持管理に伴って発生する費用、保管日数等から事業を行うために直接必要な経費を算出することとし、根拠となる資料を添付すること。

その他の運 航費 上記以外の事業を行うために直接必要な費用で、船舶の動静連絡 費や運航委託手数料、設備賃借料等の船舶の運航及び貨物の運送に 伴って発生する費用をいう。

自社保有設備を用いる場合、人件費、修繕費、減価償却費その他の費用(消耗品費、保険料、固定資産税等)の設備の所有及び維持管理に伴って発生する費用、事業期間等から事業を行うために直接必要な経費を算出することとし、根拠となる資料を添付すること。

システム導入・効果検証費

事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。

① 低炭素型静脈物流システムの調査、設計、導入、改良に要する 費用

			② 同シ	ステムの運用に要する費用	
			③ 同シ	ステムの効果(事業性、波及性、二酸化炭	素削減効果等)
			検証	に要する費用	
			補助事	「業者が直接行う場合においては、これに要	する材料費、労
			務費等の	費用をいい、請負又は委託により行う場合	においては請負
			費又は委	託料の費用をいう。	
			7(7)		
事務費	事務費		事業を	行うために直接必要な事務に要する共済費	· 労務費 旅費
7-3/194	3.17754		. , ,	役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品	, , , , , , , , , , , , , , , , ,
		帯の質、収め質、安心や、使用や及質にや、何代の質及び帰の場が 費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。			
					-
				は、業務費の金額に対し、次の表の区分毎	に足めりれた学
			を乗じて	得られた額の合計額の範囲内とする。	
			号	区分	率
					·
			1	5,000 万円以下の金額に対して	6.5%
				0,000 万日 125日 マン亚城(に対して	0. 5 /0
				5,000 万円を超え1億円以下の金額に	5.50/
			2	対して	5. 5%
			3	1億円を超える金額に対して	4.5%

# 別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要 な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、 回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る 経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要 な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料(借料)をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費備品購入		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別紙様式

番号年月日

環境省地球環境局長 殿

住 所 氏名又は名称 代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (物流分野における CO2 削減対策促進事業) に係る翌年度における間接補助事業について

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(物流分野における CO2 削減対策促進事業)について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始したい旨の申請があったため審査した結果、その必要性が認められるので、物流分野における CO2 削減対策促進事業実施要領第3(12)の規定に基づき、下記の通り協議します。

記

- 1. 間接補助事業の概要
- (1) 間接補助事業者の氏名又は名称
- (2) 間接補助事業の名称
- (3) 間接補助事業の概要
- (4) 翌年度における間接補助事業の概要
- 2. 翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始する必要性
- 3. 参考資料